公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２５号
新潟県上越市南新町４番１―53号　県営南新町住宅Ａ棟53号
債務者　小嶋孝太郎
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第６７号
奈良市大宮町１丁目９番19―105号
債務者　木村　正利
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３号
奈良県五條市西吉野町向加名生119番地の５
債務者　中谷　公昭
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで　奈良地方裁判所五條支部

平成２５年（フ）第２５８号
香川県高松市仏生山町甲1119番地10
債務者　長尾　浩司
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５６号
香川県東かがわ市横内980番地
債務者　小松　和也
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２８０号
兵庫県宝塚市中筋山手３丁目６番４号　中山マンション201号、前住所大阪府豊中市待兼山町32番３号
債務者　青江　　睦
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２８１号
兵庫県宝塚市中筋山手３丁目６番４号　中山マンション201号、前住所大阪府豊中市待兼山町32番３号
債務者　青江　康子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第３０２号
兵庫県川西市錦松台30番16号、前住所兵庫県川西市錦松台29番23号
債務者　森本亜利紗（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第７５号
兵庫県伊丹市平松５丁目４番25号　ハイツ順202号
債務者　河原　育美
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第８９号
兵庫県宝塚市大成町９番10―305号
債務者　尾方　拓己
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第９１号
兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘１丁目40番地７
債務者　石丸かすみ（旧姓新垣）
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１７９号
仙台市青葉区みやぎ台１丁目24番19号
債務者　海谷めぐみ
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２３号
茨城県日立市十王町友部2577番地３
債務者　菊池　洋一
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第２６号
茨城県日立市南高野町２丁目19番14―408号
債務者　門間未夫こと　門間　未夫
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第２０７号
千葉県八千代市ゆりのき台３丁目７番地１１棟303号
債務者　門奈　孝美
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２１２号
千葉市中央区東本町６―19　木村病院内、住民票上の住所東京都板橋区加賀２丁目18番15号　日興タクシー寮
債務者　江畑　　暁
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２１４号
千葉市中央区星久喜町960番地16、住民票上の住所千葉県船橋市芝山６丁目58番13号
債務者　松山　和宏
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係